

障がい者相談事業

①高次脳機能障がい者支援事業

1 趣 旨

高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図ります。

2 事業の概要

(1) 障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門的課題の検討、個々のニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行います。

(2) 県支援拠点事業

島根県立心と体の相談センター及び医療法人エスポアール出雲クリニックを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行います。

(3) 圏域相談支援拠点事業

地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託設置し、各種相談支援、家族支援及び地域支援ネットワーク会議の開催を行います。

3 平成24年度予算額

15,534千円

(担当課 障がい福祉課)

②精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

1 趣 旨

精神障がい者の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の地域への定着支援を行う事業として引き続き実施し、併せて精神障がい者と住民等が交流する地域交流事業の充実を図り、精神障がいに対する普及啓発を推進する。

平成24年4月から従来の「精神障がい者退院支援事業（地域移行推進員の配置・個別支援会議の開催）」が、自立支援法の相談支援として個別給付となるが、引き続き市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携などの役割を担う。

2 事業の概要

精神障がい者の地域生活への移行及び移行後の地域への定着支援の方策について、地域の実情に即し圏域ごとに幅広い関係者のネットワークを構築し、関係機関・団体等と連携強化のもと検討を行い、精神障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な体制整備を進める。

(1) 島根県障がい者自立支援協議会 退院支援部会（旧 島根県精神障がい者地域生活移行検討会）

全県の事業推進に必要な事項の協議を行う。

ア 開催回数：1～2回/年

イ 事務局：障がい福祉課

(2) 精神障がい者地域生活移行支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行う。

ア 対象圏域：7圏域

- イ 開催回数：各圏域 2～3 回
ウ 事務局：保健所
- (3) 自立支援ボランティア（ピアサポーター）の養成講座：各保健所
各圏域において、精神障がい者の地域生活移行に必要な支援（病院訪問・外出、体験利用の同伴等）を行うボランティア（ピアサポーター）の養成。
- (4) 地域体制整備コーディネーターの配置：委託事業
精神障がい者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整を行う者を「地域体制整備コーディネーター」として、3 圏域（松江・出雲・浜田）の相談支援事業所に配置し、精神障がい者のさらなる地域移行・地域定着支援を図る。
- (5) 精神障がい者等の地域支援や交流事業の実施：委託事業
関係団体（県当事者会・島根県精神保健福祉会連合会・ほほえみの会（県メンタルヘルスボランティアの会）等）において、従来からの啓発普及のための活動をより充実させるため、精神障がい者と住民等が交流するイベントを委託し実施する。
- (6) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業研修会の開催（継続）：障がい福祉課
・相談支援事業者配置されている地域移行推進員等、関係者に対するレベルアップ研修（対象者）精神科医療機関・保健所・市町村・相談支援事業所等

3. 平成 24 年度予算額

9, 874 千円

(担当課 障がい福祉課)

③精神障がい者アウトリーチ推進事業：委託事業

1 趣 旨

精神障がい者の地域生活の継続支援として、未受診者や治療中断者等への訪問支援を行う「精神障がい者アウトリーチ推進事業」を 2 圏域（出雲・浜田）においてモデル的に実施する。

2 事業の概要

精神障がい者の地域生活を定着させるために、支援対象者の状態に応じた医療面、生活面の支援等、必要な支援が適切に提供される体制として、保健医療スタッフと福祉スタッフ等から構成する多職種による支援体制を整備し、未受診者や治療中断者等への訪問支援を行う。

(1) アウトリーチチームの設置及び活動（2 圏域：出雲・浜田）：委託事業

(2) 精神障がい者アウトリーチ事業評価検討委員会の開催：障がい福祉課

(3) アウトリーチ推進事業研修会：障がい福祉課
(対象者) 精神科医療機関・保健所・市町村・相談支援事業所等

3 平成 24 年度予算額

13, 664 千円

(担当課 障がい福祉課)

④強度行動障がい（児）者特別支援事業

1 趣 旨

障害者支援施設において行動障がい者等の支援ができる体制整備を行い、入所待機の状態にある強度行動障がい者が、特別支援施設において適切な支援が受けられる体制を整備します。

2 事業の概要

(1) 処遇支援環境整備事業費補助金

強度行動障がい者等への支援に適した施設への改修経費等を補助します。

補助率：県 3 / 4

(2) アドバイザーの配置

行動障がい者等支援に係る専門職員を配置し、各施設における支援への助言、指導等を行います。

(3) 受入経費等補助金

強度行動障がい者等を受け入れるにあたり必要となる経費等を補助します。

・ 実地研修に要する経費 補助率：県 10 / 10

・ 備品整備に要する経費 補助率：県 1 / 2

(4) 支援者研修の実施

強度行動障がい者等に対する支援について、基礎から応用までの一連の研修を開催し、県内支援施設の支援体制を確保するとともに、強度行動障がい者等の出現抑制を図ります。

(5) 実態調査の実施

強度行動障がい者等の状況を把握し、適切な支援につなげるとともに、不適応行動の悪化を防ぐため、実態調査を実施します。

3 平成 24 年度予算額

23, 538 千円

(担当課 障がい福祉課)

⑤地域生活定着支援事業

1 趣 旨

高齢又は障がいを有することで矯正施設から退所した後に自立した日常生活を送ることが困難な方を、保護観察所等と協働し、退所後に適切な福祉サービスに繋げ、地域の中で自立した社会生活を送ることができるよう支援します。

2 事業の概要

(1) 実施方法

島根県地域生活定着支援センター（平成 22 年 4 月 1 日設置）において実施します。

（センターの運営は社会福祉法人へ委託）

(2) 事業内容

ア コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、特別調整対象者等について、福祉サービス等に係るニーズ内容の確認等を行い、受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

イ フォローアップ業務

コーディネートにより矯正施設退所後の本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。

ウ 相談支援業務

懲役若しくは禁固の刑の執行を受け又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

3 平成 24 年度予算額

26, 500 千円

(担当課 障がい福祉課)